

地域による避難所開設・運営の手引き【災害時編】  
避難所開設・運営マニュアル(ルール集)  
【県立千葉商業高等学校避難所】

\*\*\*\*\*

災害時に避難所で必要となる様々なルールをまとめました。

\*\*\*\*\*

平成30年9月

【県立千葉商業高等学校避難所運営委員会】

## 目 次

1	避難所生活のルール	1
2	災害時用公衆電話の使用ルール	2
3	入退所のルール	3
4	トイレ使用ルール	4
5	火気使用ルール	8
6	ペット飼育ルール	9
7	衛生環境保持のためのルール	10
8	物資配給ルール	11
9	授乳室及びおむつ替えルール	12

# 避難所生活のルール

(平成30年9月15日)

県立千葉商業高等学校避難所運営委員会

この避難所においては、避難者の皆さんが等しく厳しい状況の中で、集団の耐乏生活を余儀なくされていることを関係者すべてが理解し、相互に励ましあい、協力しあうことにより、少しでも快適で安全な生活が送れるようにしましょう。

1. 主体的かつ公平に避難所を運営するため、県立千葉商業高等学校避難所運営委員会（以下避難所運営委員会という）の規約および本ルールを守り、勝手な行動や迷惑行為は厳に慎むと共に、避難所運営委員会の決定事項および指示に従い規律ある生活を行う。
2. 居住区毎に1名の居住区代表者を選出する。居住区代表者は、各居住者に対し避難所運営委員会の決定事項の伝達および避難所運営業務に係る指示等を行う。
3. 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等には、避難所生活のストレスを軽減できるよう十分に配慮し協力する。
4. 決められた場所以外には、絶対立ち入らない。
5. 避難所運営本部、各班長および居住区代表の指示に従い勝手な行動は慎む。
6. 元気な方は、活動班の班員として各居住区代表者の指示に従い、避難所運営業務に従事する。
7. 入所・退所に当たっては、避難所運営本部に申し出る。
8. 家電製品の持込みは禁止する。ただし各自で乾電池等の確保ができる携帯ラジオ等を除く。
9. 携帯電話は、所定の場所のみで利用する。
10. 指定場所以外ではカセット式コンロを含め火気厳禁とする。
11. 食糧・物資等の配給は、体育館ステージにおいて居住区毎に行う。
12. 洗面所およびトイレについて
  - (1) 清掃・水の汲み置きは、当番制とする。
  - (2) 清掃等の時間は、午前10時、午後4時とする。
13. ゴミの処理について
  - (1) 千葉市のごみ分別基準に準じて指定された弓道場脇の場所に排出する。  
指定場所以外には絶対に出さない。
  - (2) 集積場所の清掃は当番制とする。
  - (3) 清掃等の時間は、午前10時、午後4時とする。
14. 伝言板への情報掲出は速やかに行い、その掲出期間は1週間とする。
15. 消灯時間は、午後10時とする。ただし体育館の外灯は点燈のまま消灯しない。
16. ペット類の飼育は、飼い主の自主管理（水や餌を含む）のもと、松波公園に設置するテント内で行い、「ペット飼育ルール」（別紙）を厳に遵守する。
17. 避難所内（校庭を含む）では全面的に禁酒および禁煙とする。ただし喫煙については松波公園・公民館では可能とする。

## 災害時用公衆電話の使用ルール

災害時用公衆電話とは、一般の電話回線が使えない時期でも、避難者の安否確認などに使用することが可能な、通信規制を受けづらい無料の公衆電話です。（この電話は発信専用であり、受信はできません。）

以下のルールを守ってご使用ください。

- \* 緊急の用件（ご家族の安否確認など）以外での使用は控えてください。
- \* 他にも使用したい方がいますので、長時間の通話をご遠慮ください。  
（原則、5分以内）
- \* 大きな声で話すなど、他の避難者の迷惑になる行為は慎んでください。
- \* 消灯時間後の使用はなるべく控えてください。

## 入退所のルール

### 新しく避難されてきた方へ

#### <避難所に入所するとき>

- ① 受付で「避難者カード」を記入して、提出してください。
- ② 名札を受け取ってください。
- ③ 情報掲示板に掲示されている避難所生活のルールを確認してください。
- ④ 居住スペースにご案内します。

#### <避難所から退所するとき>

- ① 居住スペースの掃除をしてください。（ゴミはゴミ集積所に捨てるか、各自でお持ち帰りください。）  
お体の都合などにより掃除をすることが難しい場合は、居住組の組長又は避難所運営本部にご相談ください。
- ② 受付で「避難所退所届」を記入して、提出してください。

## トイレ使用ルール

### 1 避難所施設のトイレを使用する場合

#### ア 汲み置きの水を使用する場合

- \* 洋式のトイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式トイレの使用を優先してください。
- \* トイレットペーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。
- \* トイレを使用したら、バケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* バケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。  
手洗いは、手洗い用の水と、手洗い場に備え付けてある手指消毒用アルコールを使用してください。
- \* 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。  
居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。  
水やトイレットペーパーがなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して補充しましょう。
- \* トイレ内は禁煙です。

## トイレ使用ルール

### 1 避難所施設のトイレを使用する場合

#### イ 携帯トイレを使用する場合

- \* 携帯トイレは、別紙「携帯トイレ使用方法」のとおり使用してください。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* 手洗いは、手洗い用の水と、手洗い場に備え付けてある手指消毒用アルコールを使用してください。
- \* トイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。  
居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
- \* トイレ内は禁煙です。

## トイレ使用ルール

### 1 避難所施設のトイレを使用する場合

#### ウ 簡易トイレを使用する場合

- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* 手洗いは、手洗い用の水と、手洗い場に備え付けてある手指消毒用アルコールを使用してください。
- \* トイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。  
居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
- \* 汚物処理袋に排泄物が溜まってきたら、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して袋交換を行いましょ。う。  
交換の目安・・・便器に設置した状態で、概ね7割程度溜まったら交換してください。
- \* トイレ内は禁煙です。



## トイレ使用ルール

### 2 仮設トイレを使用する場合

- \* 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- \* トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- \* 洋式のトイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式トイレの使用を優先してください。
- \* 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- \* 手洗いは、手洗い用の水と、手指消毒用アルコールを使用してください。
- \* トイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。  
居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
- \* 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が施設班に報告してください。
- \* トイレ内は禁煙です。

## 火気使用ルール

- \* 避難所で火気を使用する場所は原則として調理室と屋外の（ ）とします。
  - ・ 居住スペースでの火気の使用は行わないでください。
  - ・ 個人のカセットコンロを使用する際も調理室で使用してください。
  
- \* 夜間（20時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。  
使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。
  
- \* 居住スペースで、ストーブなど暖房器具を使用する際は、総務班及び施設管理者に確認してください。
  
- \* ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
  
- \* ストーブなどの燃料を交換する際は、総務班に申し出てください。
  
- \* 喫煙は決められた場所（松波公園または公民館）でお願いします。  
また、きちんと消火し、吸殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対に行わないでください。
  
- \* 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。  
吸殻を捨てる際も火の気がないか確認してから捨てましょう。

## ペット飼育ルール

### ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、下記のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育・管理を行ってください。

- ① ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。  
ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所運営委員会の指示に従ってください。  
決められた飼育場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- ② 避難所に同行できるペットは次の種類です。  
犬、猫などの小動物  
(人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません。)
- ③ ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。
  - (1) 飼い主グループによる飼育環境管理（共同作業）
    - ア 飼い主グループを編成する。
    - イ ペットを飼育する場所を設置し、収容する。
    - ウ ペットの管理簿を作成する。
    - エ グループ全員で飼育ルールを確認し、作業当番を決定する。
    - オ 共同作業できることはグループで対応作業する。
  - (2) 飼い主個人による飼育管理（個別作業）
    - ア 餌やり、給水、食べ残しの片づけ
    - イ 散歩、ブラッシング
    - ウ ケージ内外及び周辺の清掃等 など

※ ペットの飼育・管理に必要な資材（ケージ、その他の用具）と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。
- ④ 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末してください。  
ペットの体やケージ内、飼育環境を清潔に保つことで、避難所の皆が気持ちよく生活することが出来ます。
- ⑤ 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行ってください。  
(排泄物の不適切な処理は、平常時から苦情の原因となっていますので、注意しましょう。)
- ⑥ 散歩やブラッシングなどは、避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行ってください。  
移動するときや散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブルを防止しましょう。  
ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めましょう。
- ⑦ 避難所で負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいることが想定されるため、グループで協力し、助け合いながら管理をするようにしてください。
- ⑧ ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
- ⑨ 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください。  
避難生活が長期化する場合、本人及びペットのストレスは大きくなりますので、軽減する方法も検討しましょう。

## 衛生環境保持のためのルール

- \* 食事の前、トイレの後は手を洗い、消毒液で消毒しましょう。
- \* 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒液で消毒しましょう。また、ゴム手袋及びマスクを装着しましょう。
- \* 室内と屋外で履物を履き替えましょう。また、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
- \* 避難所内の皆さんで協力し合い、交代で清掃を行いましょう。
- \* 嘔吐者が出た場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。  
また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
- \* 咳が出る場合は、マスクを着用しましょう。
- \* 咳や、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合は、救護班に申し出て  
ください。

## 物資配給ルール

- \* 食料、水などの物資は公平に分配します。  
ただし、数量が不足する物資は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、子どもなどに優先配給します。
- \* 物資の配給は、各居住組の方にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
- \* 在宅や車中で避難生活を送っている方については、配給を受ける前に受付で登録をしてください。登録をしないと配給を受けられません。
- \* 物資は、原則毎日（ ）時頃に、体育館ステージで食料班又は物資班が配給しますので、秩序を守って受け取ってください。
- \* 食料の配給時、受取時は、必ず手を洗うか、手指消毒用アルコールを使用しましょう。
- \* 食料のなかには、アレルギー原材料が含まれている場合があります。アレルギー対応食を希望される方は、なるべく事前に食料班にお申出ください。
- \* 各自必要な物資がある場合などは、物資班にお申出ください。

## 授乳及びおむつ替えルール

- \* 授乳及びおむつ替えの場所を体育館放送室に設置しておりますので、必要な方はご利用ください。
- \* 使用する際は、中に人がいないかひと声かけて確認しましょう。
- \* 授乳場所については、男性の立ち入りを禁止します。
- \* おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ集積場所に捨ててください。